

宮古市観光産・学・公連携基本協定書

宮古市（以下「甲」という。）、社団法人宮古観光協会（以下「乙」という。）及び岩手県立大学（以下「丙」という。）とは、相互に協力を図ることにより、産学公連携の相乗効果を発揮させ、もって宮古市の観光を通して地域活性化を促進する為次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、地域の活性化が震災後の宮古市の発展にとって極めて重要であることに鑑み、観光・商業・教育・文化等の分野において積極的に連携を行い相互に協力することにより観光を核とした地域の発展に努めるものとする。

（組織）

第2条 三者は、連携の基本方向について協議し、連携事業を推進するため「宮古市観光産学公連携事業推進連絡会」を設置する。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日前1月までに三者いずれからも改廃の申入れがないときは、更に2年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ三者が協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書は3通作成され、いずれも正文である。

平成25年11月8日

甲 宮古市新川町2番1号
宮古市長

山本正徳

乙 宮古市宮町1丁目1番80号
社団法人 宮古観光協会会長

澤田克司

丙 岩手郡滝沢村滝沢字巣子152-52
岩手県立大学学長

中村慶久